姫路市子育て世帯家賃低廉化事業

R7(2025)年 12 月現在

⑴ 目的

本事業は、姫路市に存在する住宅確保要配慮者のための専用賃貸住宅(以下、専用賃貸住宅)の賃貸人に対して、低所得の子育て世帯への家賃の低廉化に要した費用の補助を行うことで、専用賃貸住宅の登録促進を図るとともに、子育て世帯の住生活の安定及び向上を図ることを目的としています。

⑵ 補助要件

①補助対象住宅

ア 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録あるいは居住安定援助賃貸住宅の認定を受け専用賃貸住宅としての管理を開始してから 10 年以内のものであること。

イ 家賃の額が、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しない水準のものであること。

ウ 入居者選定方法等が適正に定められていること。

エ 姫路市立地適正化計画において、居住誘導区域として定める区域内に存在する住宅であること。

②家賃低廉化の対象となる世帯

ア 専用賃貸住宅に居住する前の住宅が公営住宅でないこと。

イ 生活保護法に規定する住宅扶助や生活困窮者自立支援法に規定する生活困窮者住居確保給付金を受給していないこと。

ウ 過去に当事業による補助金の交付を受けておらず、かつ、現に他の制度による家賃補助等を受けていないこと。

エ 暴力団員でないこと。

オ 入居世帯の一月あたりの所得が 15 万 8 千円(令和 11 年3月31日までは、多子世帯は25万9千円、子育て世帯は21万4千円)以下であること。

カ 入居世帯の一月あたりの所得が15万8千円を超える多子世帯及び子育て世帯については、入居する住戸の床面積が、40 平方メートル以上であること(当該世帯がひとり親世帯である場合を除く)。

キ 自己の居住の用に供することができる住宅を所有していないこと。

ク 市税を滞納していないこと。

ケ 世帯員に日本の国籍を有しない者を含む場合は、永住許可を受けた者等であること。

⑶ 補助金の額等

①補助金の額 ： 家賃低廉化に要した額 × 対象となる月数 (※100 円未満切り捨て)

②補助限度額 ： 25,000 円/月

③補助期間 ： 家賃の徴収の始期となる日が月の初日であるときはその月から、月の初日以外の日であるときは翌月から年度末までの期間のうち家賃低廉化を行った月数。

④補助限度期間 ： 連続する 72 月

⑷ 手続きフロー

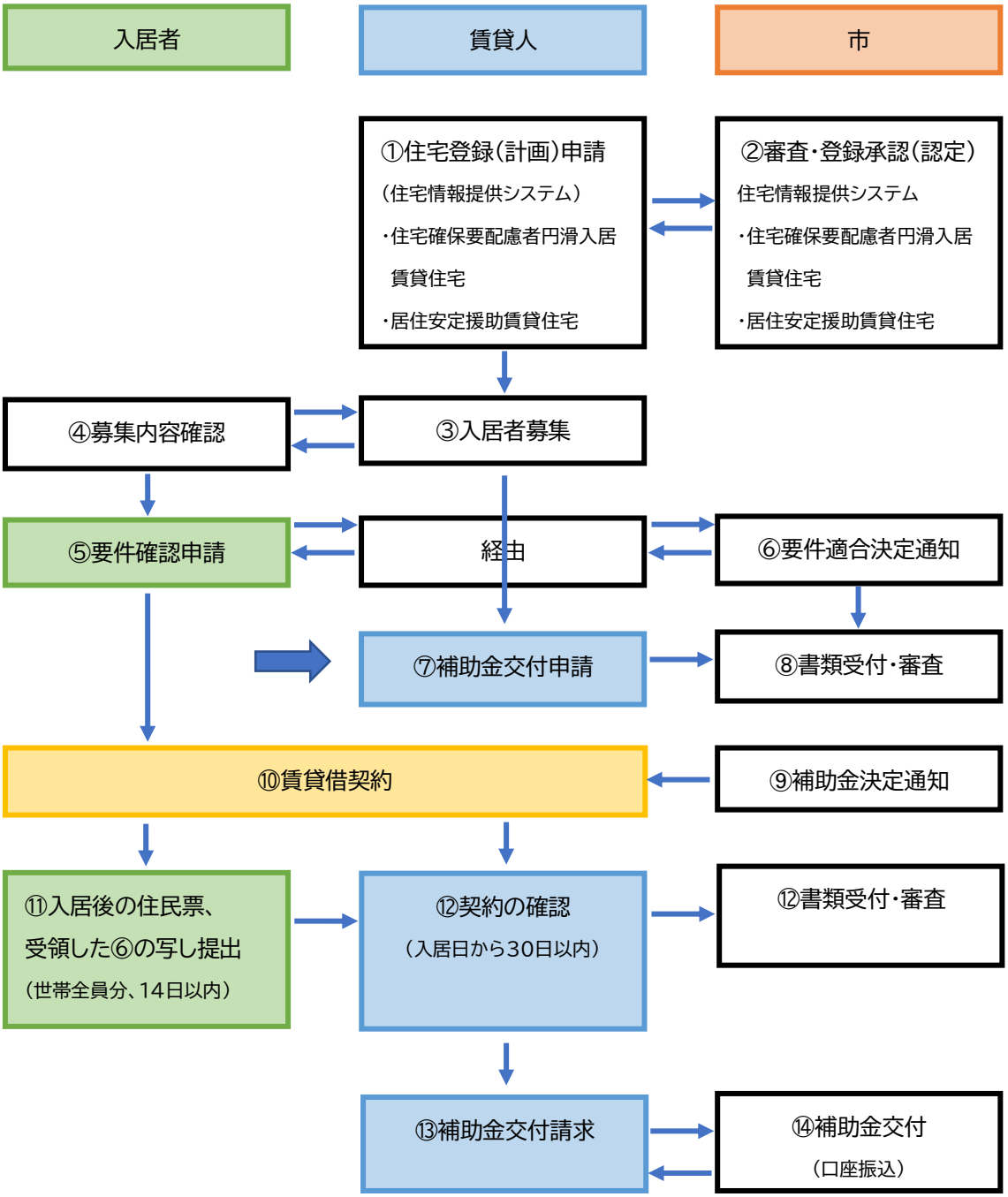
入居者
賃貸人
市
①住宅登録(計画)申請
(住宅情報提供システム)
・住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅
・居住安定援助賃貸住宅
②審査・登録承認(認定)
住宅情報提供システム
・住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅
・居住安定援助賃貸住宅
④募集内容確認
③入居者募集
⑤要件確認申請
経由
⑥要件適合決定通知
⑦補助金交付申請
⑧書類受付・審査
⑩賃貸借契約
⑨補助金決定通知
⑪入居後の住民票、受領した⑥の写し提出
(世帯全員分、14日以内)
⑫契約の確認
(入居日から30日以内)
⑫書類受付・審査
⑬補助金交付請求
⑭補助金交付
(口座振込)

⑸ 主な手続き

⑤要件確認申請書類〔入居者➡市〕

☐ 子育て世帯家賃低廉化対象要件確認申請書（様式第1号）
☐ 入居予定者全員の住民票（続柄記載あり）
☐ 入居予定者全員の直近の所得証明書
☐ 入居予定者全員の滞納無証明書
☐ 子育て世帯家賃低廉化補助申請に係る確認書及び誓約書

※その他、ここに記載した書類以外にも必要に応じて求める場合がありますのでご留意ください。

〔入居を継続する場合の手続き〕

入居後も入居資格を確認するために毎年度の6月末日までに同書類を揃えて市に提出すること。

⑪入居後の住民票、受領した⑥の写し提出〔入居者➡賃貸人〕通知日から14日以内

☐ 入居した方全員の住民票（続柄記載あり）
☐ 子育て世帯家賃低廉化対象要件適合決定通知書の写し（⑤の手続きを踏まえ市から送付される）

※その他、ここに記載した書類以外にも必要に応じて求める場合がありますのでご留意ください。

⑦補助金交付申請書類〔賃貸人➡市〕

☐ 子育て世帯家賃低廉化補助金交付申請書（様式第5号）
☐ 近傍同種家賃が確認できる書類
☐ 賃貸借契約書のひな型（⑩で示す事項を追加記載した契約書のひな型）

※その他、ここに記載した書類以外にも必要に応じて求める場合がありますのでご留意ください。

〔翌年度も継続して家賃低廉化補助金の交付を受ける場合〕

毎年度3月末までに子育て世帯家賃低廉化補助金交付申請書（様式第5号）に賃貸借契約書の写しを添えて市に提出すること。

⑫契約の確認〔賃貸人➡市〕 契約締結日から 30 日以内

☐ 契約締結後の賃貸借契約書の写し
☐ 子育て世帯家賃低廉化対象要件適合決定通知書の写し

※その他、ここに記載した書類以外にも必要に応じて求める場合がありますのでご留意ください。

⑬補助金交付請求〔賃貸人➡市〕

☐ 子育て世帯家賃低廉化補助金請求書（様式第10号）

☐ 入居者が家賃の支払いを行ったことを証明する書類

※その他、ここに記載した書類以外にも必要に応じて求める場合がありますのでご留意ください。

半期	請求対象期間		請求期日
上半期	4-9 月分	➡	9月末日
下半期	10-3 月分	➡	3 月末日

⑩賃貸借契約〔入居者⇔賃貸人〕

☐ 賃貸借契約は必ず「補助金決定通知書」が交付された後に入居者と締結してください。

☐ 賃貸人は、次の事項を入居者に説明してください。

① 入居者は、補助対象住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

② 入居者は、補助対象住宅に入居した日から 14 日以内に、入居者等の住民票を賃貸人に提出すること。

③ 入居者は、出産、死亡、転入、転出又は氏名変更等に増減その他の変更が生じたときは、入居要件について、すみやかに、入居資格確認申請を行わなければならい。なお、市から、要件適合決定通知書を受けたら、すみやかにその写しを賃貸人に提出すること。

④ 入居者が退去する際に、引き続き同居者が入居し続けようとするときは、賃貸人に通知しなければならない。

⑤ 入居者は、毎年度6月末までに、入居資格確認申請を行わなければならない。

⑥ 姫路市から家賃低廉化に係る補助金が交付される場合、家賃額から当該家賃低廉化補助金の額を控除した額を入居者負担額とする。

⑹ その他手続き

［入居世帯員の構成、賃貸借契約の契約名義人など、⑤要件確認申請の申請内容に変更が生じた場合］

要件の変更申請〔入居者➡賃貸人➡市〕

☐ 子育て世帯家賃低廉化対象要件変更承認申請書（様式第3号）

☐ 変更内容を確認できる書類（必要書類は事前にお問い合わせください。）

［月額家賃の変更など、⑦補助金交付申請の申請内容に変更が生じた場合］.

申請事項の変更申請〔賃貸人➡市〕

☐ 子育て世帯家賃低廉化補助金変更承認申請書（様式第7号）

☐ 変更内容を確認できる書類（必要書類は事前にお問い合わせください。）